

第 5 回学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 2 0 日（月）午前 1 0 時～正午
- 2 場 所 京都市役所分庁舎 4 階 第 4・5・6 会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員（欠席：安川委員、石田委員）
松永座長、長積副座長、橋本委員、稲葉委員、吉田委員、竹谷委員、春田委員、
武田委員、比護委員、山崎委員、竹内委員、野川委員、山口委員、吉川委員、林委員
 - (2) 事務局
教育委員会事務局、文化市民局
- 4 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 情報共有（国の動向及び他都市状況等）
 - (3) 「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」本冊及び概要版について意見交換
 - (4) 今後の予定
 - (5) 閉会
- 5 委員等の発言や質疑応答

資料 6 「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」本冊について意見交換

橋 本： 今回示された「京都版地域クラブ」に既存の「クラブチーム」が含まれるのか、わかりにくいと思う。方針の P 1 9 「4（2）ア実施主体など」には「クラブチーム、プロスポーツチーム」等が記載されているので、「京都版地域クラブ」に「クラブチーム」は含まれると読むことができるが、資料 2-1 の国の「中間とりまとめ概要」に記載されている「1（2）地域クラブの在り方」には「クラブチームとの区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等を国として示す必要」と書かれており、全ての「クラブチーム」が「京都版地域クラブ」に入らないと考えられるがどうか。

事務局： 国が実行会議の「中間とりまとめ」で触れている「地域クラブ活動」と「民間のクラブチーム等」との区別は、今年春頃に示される「最終とりまとめ」で内容が整理されるものと考えられるので、その後、本市の推進方針への反映を検討することになる。「京都版地域クラブ」の内容は、学校部活動の教育的意義を引き継いだ新たに整備する地域クラブを指し、ご協力いただける「民間のクラブチーム等」については「京都版地域ク

ラブ」の実施主体となり得るものと考えている。したがって「京都版地域クラブ」に全ての「民間のクラブチーム等」が含まれるものではない。

橋 本： P 1 4に「なお、『地域クラブ活動』について、既存の民間のクラブチームと区別するため、本市独自の呼称を検討することとし、本方針では、『京都版地域クラブ』とする。」とあるので、「京都版地域クラブ」に「クラブチーム」は含まれないと読み取れるが、P 1 2「3（1）ウ民間のクラブチーム等を主催・運営する団体の視点」には「教育活動に支障がない範囲で、学校施設（グラウンド、体育館、実習室や和室など）を活用して、地域に根差した活動ができる。」と書かれており、こちらの記載を見ると、「クラブチーム」は既に「京都版地域クラブ」に含まれているように読める。この点は、推進方針案を初めて読む人には分かりにくいと思う。

事務局： 既存の「民間のクラブチーム等」がそのまま「京都版地域クラブ」になる、というものではなく、「京都版地域クラブ」の趣旨に賛同いただき、協力していただける団体が新たに「京都版地域クラブ」になるという趣旨で記載した。分かりやすくできないか工夫を検討する。

橋 本： 今後、部活動の代わりに新たに創設する「京都版地域クラブ」に「クラブチーム」が参画する仕組みについて検討を進める必要があるが、「京都版地域クラブ」に入らない「クラブチーム」が存在するのであれば、推進方針案の中で「京都版地域クラブ」と「既存のクラブチーム」の関係性を分かりやすく記載してはどうか。

松 永： 事務局において、「京都版地域クラブ」と「クラブチーム」の関係性について、わかりやすく記載する検討をお願いする。長らく議論を続けている私たちでも分かりにくいのであれば、初めて見る方はより分かりにくいと思われる。また、仮に「京都版地域クラブ」を登録制にした場合、そこに入らない「クラブチーム」とはどのようなものかも議論が必要。「勝利至上主義を目指しており、教育的意義は考えません」という団体がいるのかどうか。個人的には基本的には既存の「クラブチーム」は「京都版地域クラブ」に入るのではないかと考えられるが、整理が必要である。

また、本日、ご欠席の安川委員から事前にいただいた意見をご紹介させていただく。「前回の会議で、『エリア制地域クラブ活動』について議論されたが、エリア制の考え方はなくなったのでしょうか」というもの。先ほどの事務局からの説明によると、「エリア制」とすると、そのエリアに住む生徒しか参加できないという限定的な受け止めになってしまうため、「エリア制」という表現は、ここでは用いないこととしたが、「エリア制」の考え方は踏襲しているとのことだったかと思う。改めて事務局から説明をお願いしたい。

事務局： P 1 4の「①京都版地域クラブ」における「点線四角枠内」に『京都版地域クラブ』の実施に際しては、生徒が在籍する学校の枠を越えて、多様な活動の中から等しく選択できる環境を整備するため、生徒の移動距離等を考慮した身近な地域（例：行政区や複数の中学校のまとまり）ごとに、バランスよく活動場所や活動内容を設定する」と記載している。前回会議でお示した、本市内に偏りがなく、生徒にとって身近な地域にバランスよく活動場所や活動内容を設置し、生徒が希望に応じて活動内容等を自由に選択できる環境を整えるという「エリア制」の趣旨は、推進方針案に記載している。

松 永： 事務局からの説明では、前回の推進方針案ように「概ね3中学校区程度を一つのエリア」と表現すると、『どこ』と『どこ』をくっつけるのか」というような本筋から離れた議論になるので、その懸念を解消するために名称を変更したとのことである。

稲 葉： 3点、意見と質問をさせていただく。一点目は、橋本委員が発言された既存の「クラブチーム」が「京都版地域クラブ」に入るのか、という意見についてである。私は既存の「クラブチーム」は全て「京都版地域クラブ」に含まれると思っていたが、事務局から「京都版地域クラブは、あくまで教育的意義を継承する部活動に代わる取組」との説明があり、教育的意義の継承等を前提に、手を挙げた「クラブチーム」が「京都版地域クラブ」に入ると理解し直した。では「京都版地域クラブ」に入っているチームと入っていないチームでどのような差があると考えられているのか。

二点目。P 1 3「3（2）ア『望ましい将来像（目指す姿）』の総括の①において、「複数の活動を経験できるような環境整備に向け、地域全体で支える仕組みづくりを目指す。」という記載があるので、P 1 9「4（2）京都版地域クラブに関する検討すべき事項」に、「学校から地域に展開するにあたって、『地域の子どもは地域で育む』という理念のもと、子どもたちの身近な地域ごとにスポーツを通した子どもの健全育成についての議論をする場を設けることが必要である」といった内容を明記してはいかがか。部活動を地域に展開すると社会教育の位置づけとなり、「京都版地域クラブ」が教育的意義を継承することを踏まえると様々な課題が懸念される。地域が健全育成を担うための議論の場、体制づくりが大事。

三点目。今回の地域展開は、改めて大きな出来事であると認識。これまでの学校教育における部活動は中学生のモラル、協調性、愛校心、非認知能力の育成等、生徒指導面や健全育成に大きな影響を与えてきた。そのような教育的意義を多様な価値観で運営している「クラブチーム」に求めることは非常に難しい。「京都版地域クラブ」は、教育的意義、いじめ、ハラスメント及び指導方針の確認等について、学校や保護者と連携し、関係者が当事者意識を持って議論できる体制を構築しなければならない。そのために情報発信、広報活動を行うことが必要。

松 永： 推進方針案には、学校運営協議会の話も触れられているが、あくまでも学校に関する協議会。京都版地域クラブ、学校及び保護者の架け橋になるような新たな協議会が必要とのご意見だが、事務局の考えはいかがか。

事務局： 「京都版地域クラブ」、「学校」及び「保護者」との連携については、重要なものであり、どのように連携を図っていくか検討していく。また、稲葉委員ご発言の一点目の「京都版地域クラブ」とそうでない「クラブチーム」との差についてであるが、基本的には、事務局としては「京都版地域クラブ」に多くの既存の「クラブチーム」に参加していただきたいと考えているが、「京都版地域クラブ」の趣旨に賛同していただけない場合もあるかと思う。今後の制度設計を検討してまいる。

松 永： 例えば、プロスポーツチームのジュニアユースのようにプロやトップチームを目指すことを想定し、セレクションをかけたチームは「京都版地域クラブ」には入らないと考えられる。

橋 本： 仮に「京都版地域クラブ」への加入により、補助金の交付や学校施設の使用等においてメリットがあると整理した場合、既に活動する施設を有し、月謝等で独立採算できるような「クラブチーム」については、「京都版地域クラブ」に加入する必要がなく、加入しないとといったケースが出てくると思われる。その結果、「京都版地域クラブ」に加入する「クラブチーム」とそうでない「クラブチーム」ができることになる。

松 永： 推進方針案には、「京都版地域クラブは、部活動の教育的意義を継承する取組であり、勝つことのみを重視し、過重な練習を強いるような活動は行わない」と記載されている。子どもたちが、スポーツを通じて成長する観点からすると、「過度な指導」はしてはならず、その点の「京都版地域クラブ」に関する基準等を設ける必要があるのではないか。

長 積： 京都市が「京都版地域クラブ」として認めるか認めないかというのは、補助金の支出や、サポートをするにあたって必要なことなので、「クラブチーム」との線引きは必要になると思うが、我々が、まず考えなければならないのは、「子どもたちの選択肢を増やすこと」ではないか。地域と連携して、子どものニーズに応じた様々な選択肢を子どもたちに与える、それを実現することが大前提である。補助金の在り方や施設の貸与はその後に検討することではないか。

稲 葉： スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブは、理念の中に勝利至上主義を排除することが含まれているので、「京都版地域クラブ」の趣旨に賛同できると思う。一方、様々

な「クラブチーム」がある中、現実的な問題として、指導者の「試合に勝ちたい」気持ちやハラスメントに繋がってしまったり、指導方針として「1軍・2軍」で分けるといった発想が出てきたりもする。学校教育活動である部活動ではなく、社会教育における活動である以上、行政が活動に関して指導はできないので、やはり子どもたちの健全育成に繋がる地域での体制づくりが必要ではないか。

松 永： 競技性を求める子ども、楽しみたい子ども、それぞれのニーズに応じて、活動を選べるようにすることが大切であり、子どもたちが、過度に勝つことを求めたり指導者を怖いと思ったりしないような手立てが必要である。こうした点について事務局で検討していただきたい。

竹 内： 私の感覚的な発言ではあるが、推進方針案のP 13や概要版の表紙に「部活動廃止」という言葉がある。新しい仕組みの説明が出てくる前に「廃止」と記載すると、誤解を招かないか。また、推進方針案のP 20「4（2）コ 京都版地域クラブの参加対象」に「本市立中学生以外の子どもの京都版地域クラブへの参加等について検討する」とある。私立に通っている子どもの中には、京都市外から来ている生徒もいるので、京都市外の住民が参加することについても検討が必要ではないか。

事務局： 我々としても「廃止」という文言を記述するか悩んだところである。前回の会議では「廃止」ではなく、「発展的解消」の文言で打ち出したが、その文言では「今の部活動が形を変えて残る」と捉えられる恐れがあると考えた。これまで、学校内で実施していた部活動は終了し、新たな取組を創設するという方向性であるため、部活動は「廃止」と表現した。一方、他都市の中には「終了」という文言を使用する都市もあり、事務局としても皆様からご意見をいただきたい。

もう一点のご指摘については、仮に「クラブチーム」が「京都版地域クラブ」となった場合、その「クラブチーム」には、既に私立の子どもや市外から通っている子どもも参加していると考えられる。「京都版地域クラブ」としての参加対象は今後の検討課題と認識している。

松 永： 神戸市では、部活動を「終了」と打ち出されていた。その他の都市ではどうか。

長 積： 舞鶴市が様々な議論を経て「休日の部活動を廃止」と打ち出した。当初は「『廃止』などの言葉を使用しなくてもいいのではないか」との議論があったが、やはり今、事務局から説明があったように、「今までのものが残るというような印象を与えてしまうことが、逆に保護者の誤解を招くのではないか」ということで「廃止」となった。保護者への説明時、「廃止」という言葉にマイナスの印象を持たれた保護者は比較的少なかった

たと記憶している。それより、廃止した上でどのようなものを創っていくのか、この部分をしっかり説明することが重要である。

また、P 17の表にも、子どもたちが、大会や演奏会などに今よりも出られるというワクワク感を入れることはできないか。さらに、京都市はコンパクトシティではあるものの、容易に指導者となる人材を確保できないことが想定されるので、将来的にはデジタルを活用する検討が必要。資料2-1国の「中間とりまとめ」でもデジタルの活用について記載があるので、追記してもいいのではないか。

比 護： 他都市では、指導者確保に向けて「人材バンク」の取組が実施されているが、登録しても実際に指導者として活動される方は少ないと聞く。「登録者」と「指導者を必要とする団体等」と上手くマッチングできる仕組みづくりが必要。

また、稲葉委員もご発言されていたように、今、スポーツ少年団も総合型スポーツクラブも「指導者改革」をしているところである。スポーツコーチングリーダー等の基礎的な資格や、実施主体のマネージメントに関する資格があり、そうした資格を行政職員にも勉強のために取得いただいても良いかと思う。「クラブチーム」に全てを委ねるのではなく、行政と「クラブチーム」が連携しながら進めていく考えも大切である。

松 永： 比護委員のご発言を踏まえ、P 19の「4（2）イ指導者」に「新たな指導者の確保・養成に向けた仕組みづくり等を検討する」という記載を充実させてはどうか。加えて、P 20の「4（2）ク大学等との連携」では大学生に向けて人材バンクの募集をする旨の記述が見られるが、将来的に大学生以外の指導者についても人材バンクへの登録対象となると考える。他都市の「人材バンク」が十分に機能していないというご指摘については、私も以前、他府県で登録をしたことがあるが、登録後、特に連絡はなかった。どのように機能させるか検討課題だと思う。

資料7「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」の概要版について意見交換

松 永： P 2の「京都版地域クラブ」の「Point03」に「本人の希望に応じて、活動場所を自由に選択することができます」という記述について、事前に安川委員より「生徒は良い指導者に集まると想定される。また、陸上競技はナイター設備のあるところに集中することも想定される。この表記で大丈夫でしょうか」とのご意見をいただいた。事務局としての考えはどうか。

事務局： 子どもたちが「しっかりとした指導者の下で指導を受けたい」という希望は、子どもたちの選択肢が広がることであり大切にする必要はある。また、ナイター設備については前回会議でも話題となったが、部活動の地域展開を機にナイターを整備するといった

計画はなく、現在の設備状況で子どもたちが活動できるよう検討していく。「子どもたちが良い指導者に集中するのではないか」というご指摘については、現時点では、具体的な見通しが難しく、今後、子どもたちのニーズについて、改めてアンケート調査や対面での意見聴取等を行うことを検討していく。

松 永： 特殊な競技については、一定、参加者が集中することはありうるが、前回、話題となった棒高跳びでは数百人もの参加者が出る想定ではなかったと思う。一方で、優秀な指導者がいると参加者が想定以上に集まることを心配されている。ご心配は理解できるが、座長としては、まずは子どもたちの「ワクワク感」を大切にし、子どもたちにこれまで以上に活動場所や活動内容が広がるようなところを伝えていきたい。

吉 川： 生徒の声をしっかり聞きながら検討を進めることが大事であり、以前に自校（桂川中学校）で実施したように委員の皆様にご直接生徒の意見を聞いていただく場を設けてはどうか。生徒の意見の中には、我々が新しい視点に気づかされる意見もあると思う。

竹 内： 本市から生まれた「対話型のパブリック・コメント（職員が出向いて説明し、意見を記入いただくもの）」もある。こうした「対話型パブリック・コメント」の実施も検討してはどうか。

林 　： 概要版は、冊子形式の方針案に比べると理解しやすいと思う。先日、柔道の指導者に関するニュースを見て、「指導者を養成する」といっても、問題のある指導者が出てこないか心配である。地域指導者が子どもに対して、威圧的な指導等、不適切な指導をしないか不安がある。子ども達がワクワクするだけでなく、安心できる仕組みが必要。指導者の資質の担保や万一の時に備え、子どもが相談できる仕組みが必要と考える。

松 永： 非常に重要な視点。生徒にヒアリングした際も、「指導者が暴力を振るわないか心配」や「専門的な指導者からは『自分たちもやってきた。あなたたちもできるでしょ』といった厳しい指導をされるのではないか」といった意見があり、私たちが想像している以上に子どもが心配していたことが印象的だった。推進方針案への盛り込みが必要と思う。

山 口： 吹奏楽の特殊性についてはこれまでも発言しており、共通認識いただいているかと思う。一昨日、吹奏楽研究会で楽器の講習会を行った。中学2年生が対象だったが、全市から約200名が参加した。それほど「技術を学びたい」というニーズがあるといえる。また、吹奏楽部は、中学校62校で、年間で217回も地域に演奏に行っており、各校と地域を繋ぐ活動を実施している意義も大きい。その点も十分に考慮して、今後の在り方の検討することが必要。

松 永： ご指摘いただいた点はスポーツ関係者では、容易に気付くことができない視点である。楽器は学校で保管することや学校行事として演奏すること等も踏まえると、吹奏楽部は放課後活動的な要素もありながら、地域クラブ活動的な要素もある。こうした点は事務局も認識されている。

山 崎： 京都府吹奏楽連盟でも京都市交響楽団の方に依頼して、年に1回講習会を実施しているが、それだけでは指導者の育成は厳しい。文化部については、京都市文化芸術協会ではお茶、華道等、様々な先生を把握されていると思うので、連携して子どもたちをご指導いただけたらありがたいと思う。

橋 本： 事務局から「部活動が廃止され、新たに部活動の教育的意義を継承する『京都版地域クラブ』を創設した上で『放課後活動』を実施する」との説明がなされたが、子どもたちの様々な選択肢の中に「クラブチーム」や「プロチームのクラブ」等があるといったことがわかるような記載が見当たらないと思う。子どもたちに対して、「京都版地域クラブ」や、「放課後活動」のみならず、「クラブチーム」も選択できることがP18のイメージ図に明記されているとわかりやすいのではないかと。

松 永： 橋本委員のご意見は非常に重要であり、加筆の検討が必要である。また、資料7の概要版の「02 望ましい将来像（目指す姿）」において、「子どもたちの視点」と「保護者の視点」、どちらにも「家庭の経済状況に左右されず」と書かれているが、現在、既に子どもたちの活動は経済状況に左右されている現実がある。この部分は、あくまで学校部活動が地域展開していく上で、そういったことがないように、という前提で書かれている内容であることに留意しておく必要がある。

長 積： 吉川委員のご意見は非常に重要である。他都市のある中学校では「中学生が考える部活動改革」を実施しており、京都市でも更に中学生の声に耳を傾ける機会を作ることが必要。また、「概要版」の冒頭の「学校部活動の見直しの背景」に、少子化に伴う課題や部活動が教員の長時間勤務が大きな要因の一つとなっていること等が述べられているが、ネガティブな思考になる表現。パブリック・コメントでは「見せ方」が大事であり、例えば、冒頭には「こうありたい」といった内容を記載し、最後に「ぜひ皆さんも意見を寄せて欲しい」ということも記載してはどうか。

野 川： 学校部活動は、「クラブチーム」で活動したいけれど金銭的負担が厳しく、部活動を選んで子どもがいる。「京都版地域クラブ」では、費用は原則、本人負担となるが、こうした点も考慮し、慎重に費用支援の仕組みを検討することが必要。

また、京都市内において競技人口が少ない競技、例えば、体操や相撲は全市の広域的

な視点で拠点を決めて設置する必要があるのではないかと。部活動の地域展開には様々な検討課題があるので、今後、逐一立ち止まり、実践研究等を通じて発生した課題等も確認しながら、慎重に進めていかなければならない。

春 田： 部活動地域展開に関する保護者の不安は大きいと思う。林委員が発言されたように、子どもの相談窓口が必要と考える。また、子どもが相談窓口で相談しなくて済むような環境づくりも大事である。

松 永： 資料7の概要版について、P3「放課後活動」の「Point03」に「生徒が興味関心のある活動を自分たちで企画し、取り組むことで、京都版地域クラブにないスポーツ・文化芸術活動等に出会える機会が広がります」とあるが、「スポーツ・文化芸術活動等に出会える機会が広がる」点は、まずは「京都版地域クラブ」で実現していく内容である。「放課後活動」でも実現できれば良いが、ここまでの内容を学校管理内で実施する場合、過度に学校の負担が増えることが懸念される。

事務局： ご指摘の文章は、「放課後活動」で子どもたちがアイデア段階から主体的に取り組むことなどを想定し、記載したものである。子どもたちの身近な「京都版地域クラブ」で実施されていない活動でも子どもの希望する活動があれば、「放課後活動」で実現することも可能ではないかと考えたが、子どもの希望する活動について、全て実現できるとは限らないので、ご意見を踏まえ、文章の修正を検討する。

松 永： 推進方針案において、「放課後活動」でも「スポーツ・文化芸術活動等に出会える機会が広がる」ことが盛り込まれていても良いと考えるが、文章量が限られる概要版に盛り込むと、読み手が混乱する恐れがある。

竹 谷： 家庭の経済状況に関わらず、希望する子どもたちが「京都版地域クラブ」に参加できるよう国への財政支援の要望も必要である。

武 田： 全体的には理念等、良くできている推進方針案と思う。今後、指導者の確保等、様々な課題への対応をしっかりと考えていくことが大事である。

松 永： 本日、各委員からいただいたご意見等を踏まえ、私が事務局と連携し、必要に応じて改めて委員の皆様のご意見も伺わせていただきながら、パブリック・コメントに向け、資料の最終調整を行うこととしたい。

以上

